

国連気候変動枠組条約補助機関第16回会合

2002年6月7-8日金-土曜日

SBSTAは、関連国際機関との協力の検討継続と、UNFCCC 6条(教育、訓練、啓発)、成層圏オゾン層保護の努力と地球全体の気候システム保護との関係、UNFCCC 4.6条(経済移行中の付属書I締約国に対する柔軟性)に基づくクロアチアの特殊事情、について議論するため、金曜日の朝に会合を行った。コンタクトグループは、議定書5条(手法上の問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報の検討)、CDMの下でのLULUCF、温室効果ガス目録の報告と再調査、IPCC TAR、6条、および政策措置(P&Ms)について議論するため、一日を通して会合した。AIJに関するコンタクトグループはその作業を完了した。

コンタクトグループは、5条、7条、8条、IPCC TAR、P&Ms、温室効果ガス目録、CDMの下でのLULUCFに関する作業を継続するため、土曜日に、会合を行った。

SBSTA

国際機関：RAMSAR(ラムサール条約)の代表によるプレゼンテーションの後、EUは、SBSTAに対し、他の条約との協力に関する決定書草案を検討するよう提案し、スイス、ツバル、ノルウェーとともに、国際輸送からの排出に関係した手法上の問題について探求し、その結果をSB-17に報告するよう、事務局に求める提案を行った。この提案は、オーストラリア、米国、サウジアラビアにより反対された。EUは、国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)内で、顕著な進展が見られない場合には、国際輸送からの排出削減のため、一方的な措置の適用を検討していると述べた。Thorgeirsson議長は、国連機関との協力に関する結論書案を作成し、また他の条約との協力に関して非公式折衝を行う予定であると述べた。

6条：教育、訓練、啓発に関し、IPCC事務局長のGeoffrey Loveは、IPCC文書の英語以外の国連用語への翻訳状況について報告した。締約国は、6条の活動に関する作業プログラム作成のための最近のワークショップから出た報告書について議論した。(FCCC/SBSTA/2002/INF.10)多くの締約国が、この問題に関する議論を歓迎した。マレーシア、セネガル、ナムビア、ブラジル、エリトリアは、6条の活動が国主体のものである必要性を強調した。一つのコンタクトグループが会合を行った。

オゾンに関する努力と気候に関する努力の関係：Thorgeirsson議長は、オゾン層破壊物質の代替としての利用を含めたハイドロフルオロカーボン(HFCs)およびパーフルオロカーボン(PFCs)の排出を制限する方法や手段について、入手可能で可能な量の情報を求めるとしたCOP-5の決定書(17/CP.5)を、想起した。いくつかの締約国は、この問題の情報を提供する上での、IPCCおよびモントリオール議定書の技術的・経済的評価パネル(TEAP)の重要性を強調した。インドは、HFCsとPFCsの利用削減が途上国経済に影響をおよぼす可能性があるとして述べた。米国は、HFCsやPFCsを削減するために遂行される行動が、オゾン層破壊物質の段階的排除を損なうものであってはならないと述べた。スイスは、COP-8に提出されるべき、行動概説決定書草案を望んだ。EUは、HFCsおよびPFCsが温室効果ガス排出量全体に占める寄与度は低くても、これらの排出での大幅な伸びを避けるため、努力が必要であることを指摘した。Thorgeirssonは、Richard Bradley(米国)がこの問題での非公式折衝を行う予定であると述べた。

その他の事項：締約国は、UNFCCC 4.6条に基づき、自国での温室効果ガス目録の基本年を1990年度から1991年度に調整するというクロアチアの提案を扱った。クロアチアは、同国の特殊事

情を強調し、CG-11の支持を受けた。EUは、この問題での慎重な検討を促し、4.6条の実施が、議定書の十全性を損なってはならないと述べた。ウガンダは、この問題での決定が、この条項の前例を作ることになると注意した。Thorgeirsson議長は、Jim Penman(英国)に対し、この問題での結論書草案と可能な決定書草案を作成するため、非公式折衝をすすめるよう求めた。

コンタクトグループ

5条、7条、8条：本コンタクトグループは、金曜日に、メカニズム利用資格を回復させるための検討作業促進化手続きに関して、文書案を検討する一方、小規模な草案作成グループが、全体的な時間枠組に関する作業を行った。出席者は、(資格回復の)検討要求に関し、締約国から事務局へあらかじめ通告を行うべきであることで合意した。EUとインドは、完全さを確保するため、必要ならば検討期間を延長することを支持した。オーストラリアその他の国はこれに反対し、人的資源に係る影響と締約国の情報提供責任を強調した。

本グループは土曜日に、COP-7から保留となっている7条と8条の下での一部のガイドライン、列挙するなら、7.1条に基づく補足条項の報告、7.2条に基づく補足条項の報告、3.7条と3.8条による割当量情報の検討、ERUs、CERs、AAUs、RMUs、そして各国登録簿の検討について、考察した。ブラジルは、G-77/中国に代わり、CDMの下でのLULUCFに関するグループの結果を待っていることを告げた。ニュージーランドは、作業をやりやすくするため、ノンペーパーを配布した。

共同議長のHelen Plumeは、出席者に対し、国内登録簿のレビューに関するいかなる提案も事務局に書面で提出するよう求め、また締約国の見解を取り入れたワーキングペーパーの新しいコピーが月曜の朝には入手可能になると述べた。締約国はまた、3.2条の下での実証可能な進展のレビューに関する当初の意見交換を行い、SBSTAの第2週において、これを再度行うこととした。事務局は、結論書案を配布した。

AIJ：AIJパイロットフェーズでの統一報告様式(URF)に関する本コンタクトグループは、URF改訂案(FCCC/SB/2000/6/Add.1)についての作業を金曜日に完了した。出席者は、AIJプロジェクトのまとめ、および資金に関するセクションでのいくつかの改訂点で合意し、附属書案を承認した。参加者は、非公式折衝に続いて、相互に合意された評価手続きのセクションを承認した。また参加者は、URF改訂版に示された内容は、「情報目的のみであり、基本概念を採用したと解釈されるものではない」ことを明確にする頭書きを挿入した。

締約国は、SBSTAでの検討のための結論書案、ならびにCOP-8決定書案を承認して作業を完了した。結論書案は、URFの改訂版に関して合意するものであり、またAIJに参加する締約国が本URFを利用して報告書を提出することを奨励した。決定書草案は、URF改訂版を採択するものであり、AIJ参加の締約国がこれを利用することを促す。

温室効果ガス目録：共同議長のNewton Paciorekは金曜日に、締約国に対し、報告ガイドラインの保留文章の改訂、共通報告様式(CRF)の表、そして木曜日から持ち越された保留事項を含めた、これからの作業を想起した。EUは、排煙での炭素捕捉に関する新しいパラグラフの提案を読み上げ、共同議長Paciorekは、後日の会議での検討に回した。報告での不確実性について、カナダは、これらは定量化され報告されるべきであるが、締約国間でのデータの比較を行うCRFではそうではないと述べた。ペルーは、不確実性を含めることを提案したが、米国は、不確実性が国内目録報告(NIR)の範疇に収められるべきであると述べた。NIRに関して、共同議長のPaciorekは、EU、中国、ペルー、米国が、未解決の対立点の解決策を練り上げるべきであると述べた。中国は、CRFの表には、主要な排出源の分類が含まれているとして、米国案に反対し、不確実性が全ての分類をカバーすることを提案した。Audun Rosland共同議長は、締約国に対し、

土曜日の朝までに保留事項についての結論に達するよう求めた。夕方にはサブグループが、CRFの表を検討するとともに、主要な排出源での不確実性に関する表-7を含めた主な保留事項を検討するため、会合した。(FCCC/SBSTA/2002/2/ Add.3).

Rosland 共同議長は、土曜日に、技術担当サブグループによる CRF の表に対する編集上の変更案について説明し、基本年度や主要排出源そして不確実性を含めた保留事項の解決に向けた提案を概説した。NIR の組織構造案に関して、「shall」または「should」を用いる場合、そして議定書 3.8 条に基づき 1995 年度を自国の基本年度として選択した締約国にガイドラインをどう適用するかについて、議論が集中した。

CDM の下での LULUCF :本グループ は、金曜日の午後と夕方のセッション、そして土曜日の夕方のセッションで会合を行った。Karsten Sach 共同議長は、金曜日に、TOR 改訂版と、CDM の規定に LULUCF を含めるための定義や規則策定作業の予定表を紹介した。参加者は、G-77/中国が提案したとおり、これらの策定作業時でのアカウンティング、報告、レビューの面をどう考慮に入れるかについて論議した。カナダは、グループの権限外にまでおよぶことを、注意した。

G-77/中国は、アカウンティング、報告、レビューの面の規則に関するオプション文書編集を提案し、EU、カナダ、日本は、これらの問題を他のオプション文書に組み入れる方を望んだ。作業予定表について、中国は、作成のためにより多くの時間を使えるよう、締切日の引き延ばしを提案した。規則に関する提出に関して、マレーシアは、当初の意見交換を強調した。

締約国は、土曜日に、TOR 案関係文章で合意し、また CDM の下での新規植林、再植林活動を含めた定義や規則作成のための作業の議題に係る文章で合意した。定義づけに係り、締約国は、土曜日に、「再植林」の定義に基づく基本年度を 1989 年度から 1999 年度に変更するとのカナダ案を議論した。

IPCC TAR :出席者は、金曜日の夕方に、TAR が UNFCCC 補助機関、特に SBSTA の作業をどう支えるかに関する結論書案の共同議長提案を検討するため会合した。Rawleston Moore 共同議長は、結論書案では省略されていた要素に関する見解を求め、中国は、G-77/中国が、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) で取り扱い可能であると提案している、技術移転に関係した特定の問題について提案した。EU は、技術移転に関する特別報告書により大きな注目をしよう提案した。

締約国は、土曜日の朝も引き続き討議しており、その議論は、金曜日に取り上げられた問題に関する共同議長のリストに基づいていて、これには、資金問題や、議定書、適応、科学的な原理や組織上の原則が含まれていた。中国は、議定書に関するいかなる議論でも、実施の影響を考慮すべきであると述べ、サウジアラビアは、これらの影響の科学的評価を呼びかけた。適応について、David Warrilow 共同議長は、特定の補助機関の議題のどれであれ、適応を扱ったものがないと、指摘した。G-77/中国は、適応政策オプションに関する、より多くの情報を支持し、日本は、緩和のポートフォリオも必要であると述べた。文書の改訂は共同議長が作成することとする。

6 条 : 締約国は、6 条の実施を容易にするための作業プログラム案を規定する共同議長の作業において指針となるための主要用語や概念を提案しており、これには「country driven 国主体」、「appropriate international support and funding(適切なる国際的な支援と資金)」、「information exchange(情報交換)」、「cost-effectiveness(費用効果が良いこと)」、「integration within sustainable development priority.(持続可能な開発優先策の中での統合)」、「targeted audiences(対象者)」、「practical (実際的な)」、そして「sustained(持続可能とされる)」が含まれる。作業プログラムの目的に関して、米国その他は、6 条に含まれるものの利用を提案した。優先度に関して、締約国は、資金源の特定や、情報交換を容易にすること、そして短期のニーズとしての IPCC の

アウトリーチ改善、さらに国別報告書や評価方法、教育カリキュラムの改善について議論した。本グループは、結論書案と COP 決定書案を検討するため、月曜に再度会合する。

政策措置(P&Ms)：P&Ms に関する本コンタクトグループは、金曜日の夜と土曜日の午後に会合した。金曜日には Pierre Giroux (カナダ) 共同議長が、関連する COP-7 決定書(13/CP.7)を概説し、この決定書の実施をどう進めるかについて、コメントを求めた。

いくつかの締約国は、情報の交換と経験の共有の価値を強調した。オーストラリアと米国は、最近のワークショップを含めた入手可能な情報をレビューする、実情調査作業を支持した。サモアは AOSIS に代わり発言し、実情調査作業は、SB-17 で設定されていると述べた。同代表は、情報交換、政策策定過程の調査、部門別分析の継続を支持した。EU は、具体的な活動を支える作業プログラムを呼びかけた。スイスは、報告やレビュー手法上の問題といった題目を扱うスコーピングペーパーの作成を提案した。米国は、P&Ms を評価するのに用いられる費用 利益分析での情報共有を提案し、日本は、各国の事情の重要性を強調した。

土曜日には、Giroux 共同議長が、前日の夕方に提起された問題を反映する表を含めた 1 頁の文書を提出した。この表には、COP-7 決定書に基づきとられる行動から生じる初期結果の考察、および行動の枠組みに関する項目が含まれる。いくつかの締約国は、この表が自分たちの作業にとり有用な土台になると述べ、項目や内容の修正や追加について提案を行った。Giroux 共同議長は、この文章が締約国からのコメントを基に作成されると述べ、火曜日まで入手可能であると述べた。

廊下にて

週末にかけての出席者間の「ホット」な話題は、気候変化というよりも国家のプライドに関係するものが多かった。交渉が金曜日、土曜日と続けられるにつけ、多くの参加者の関心は、何千マイルも離れたアジアで行われているもの、そして多分驚くことには、パリで行われているものではないこと、にあるようである。

何ダースもの出席者が、最新のワールドカップの動きを映し出すテレビ画面に目を釘付けにしており、多くのものが、イングランド対アルゼンチンといったスリリングな「大事な」ゲームから目を離せないでいるようだ。あまりにも関心が高いことから、出席者は、ブラジル対中国の対戦時間を避けるため、LULUCF の会合を延期した。実際、ここボンでの「すばらしいゲーム」への情熱は、一人のオブザーバーをして、これ以上のピッチでの衝突が南北関係にどういった意味をもつかと、冗談をとばさせるほどであった。

よりまじめなことでは、「再植林」の基本年度を変更するとのカナダ案が、土曜日の夜遅くに外交活動の旋風をひき起こした。

今日の注目

SBI：SBI の第一回会合は、プレナリー I で午前 10 時から行われる。SBI は、国別報告書、資金メカニズムのレビューその他の問題を含めた議題全部を検討する予定である。

コンタクトグループ：コンタクトグループは、IPCC TAR、温室効果ガス目録、その他の問題で開かれる予定である。詳細についてはテレビモニターをチェックされたい。